

平成 25 年 3 月 29 日

## 入札・契約関係規定の主な改正概要について（お知らせ）

次の入札・契約関係規定を一部改正しましたので、主な改正概要についてお知らせします。

なお、詳細については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規定」をご確認ください。

### 1 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

地域建設業経営強化融資制度が延長されたことに伴い債権譲渡承諾に関する取扱いも平成 26 年 3 月 31 日までとしました（附則）。

### 2 横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱及び横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱

最低制限価格及び調査基準価格の算出の際には、電子入札システム上で無作為に抽出したランダム係数（ $\alpha$ ）を用いていますが、この範囲を見直しました（横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第 3 条第 1 号及び横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第 2 条第 1 号）。

### 3 横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）

- (1) 入札書提出前に IC カードが失効した場合は、紙入札を認めないことを明確にしました（第 4 条注記 1）。
- (2) 入札書を提出してから開札日までの間に IC カードが失効した場合は、当該入札を無効とすることを明確にしました（第 4 条注記 2）。
- (3) 新たに有資格者名簿に登載された者が、IC カードを未取得の間に紙入札を行うことは認めないことを明確にしました（第 7 条注記 1）。

### 4 工事請負契約約款及び製造請負契約約款

「横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱」第 4 条の 2 第 2 号の規定に対応する条項（契約保証金等の額を請負代金額の 100 分の 30 以上とする条項）を、「調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項」に加えました（調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項（工事請負契約関係）第 2 条及び調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項（製造請負契約関係）第 1 条）。

財 政 局 契 約 第 一 課  
電 話 : 671-2244・2246